

一般財団法人合唱音楽振興会
定款

平成 24 年 4 月 1 日施行

一般財団法人合唱音楽振興会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人合唱音楽振興会 と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、合唱を主体とする音楽芸術の創造、普及を図り、もって我が国芸術文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- ①合唱音楽の公演の開催
- ②青少年に対する音楽普及
- ③合唱作品の作曲の委嘱
- ④アマチュア合唱団への指導者派遣
- ⑤合唱音楽に関する調査研究及び国際交流
- ⑥合唱歌手の養成
- ⑦会報及び音楽に関する出版物の刊行
- ⑧その他前各号に関連する事業

2. 以上前項すべての事業を日本国内、及び海外において行うものとする。

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 事業年度

(事業年度)

第 5 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 6 条 当法人に、評議員 3 名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 7 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員

の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第9条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第10条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第11条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第12条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2. 一般社団・財団法人法189条2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

理事5名以上7人以内

監事1名以上2人以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 監事は、当法人又はその子法人の理事、評議員若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(解任)

第18条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第19条 理事及び監事の報酬、賞与其他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第20条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第21条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。
2. 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 3. 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第22条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第23条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第25条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
2. 当法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第26条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第6章 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 当法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

瀧 淳、黒澤幸男、飯塚幹夫、佐々木亮、山田茂
4. 当法人の最初の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

最初の理事 堤剛 小林信一 田中信昭 池辺晋一郎 藤本草
最初の代表理事 堤剛
最初の監事 曾根研一
5. 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。